

○北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱

令和元年7月10日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ることを目的に、東京圏から本市に移住し、かつ、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）の規定に基づき就業若しくは起業した者又はテレワークを行っている者に対し、県要綱に定めるもののほか、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から本市に5年以上継続して居住する意思を有して住民登録し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (5) 就業 県要綱第5の規定に基づき登録された対象法人への就業をいう。
- (6) 起業 県要綱第6の規定に基づく起業をいう。
- (7) マッチングサイト 移住支援金（県要綱第5の規定に基づく支援金をいう。）の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する情報サイトをいう。
- (8) テレワーク 情報通信技術を利用し、所属する企業等から離れた場所にお

いて業務を行う勤務形態をいう。

(補助金の額)

第3条 北杜市移住支援金交付事業費補助金(以下「補助金」という。)の額は、
2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円とする。

2 2人以上の世帯の場合であつて、申請日が属する年度の4月1日時点の年齢が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の者1人につき100万円を加算するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住に係る要件については、ア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住前の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学した者で、東京23区内の企業等へ就職したものは、当該通学期間を次に掲げる事項に規定する在住及び通勤の期間に含むことができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請日において、本市に転入後1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日において、本市に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(イ) 本市の市税に滞納がないこと並びに申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村税に滞納がないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) マッチングサイトの求人による就業に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、マッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業先が、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象法人として掲載された日以降であること。

カ 就業先に補助金の申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 内閣府によるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業先に補助金の申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等による離職することが前提の就業でないこと。

(4) テレワークに関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属している企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住後の住所地を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属している企業等から当該移住者に対し資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件については、申請時において、起業支援金（県要綱第6の規定に基づく支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を1年以内に受けていること。

2 前項の規定により補助金の交付を受ける場合であって、2人以上の世帯に係る補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票を移す直前の住所地及び補助金の申請時において、同一世帯に属していること。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入し、かつ、申請日において転入後1年以内であること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的

証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの。)

- (2) 就業先の就業証明書(新規就業用)(前条第1項第2号又は同項第3号の要件に該当する場合)(様式第2号)
- (3) 就業先の就業証明書(テレワーク用)(前条第1項第4号の要件に該当する場合)(様式第3号)
- (4) 移住前の就業証明書等(移住前の要件が前条第1項第1号ア(ア)及び(イ)の要件に該当する者であって雇用保険の被保険者に該当する場合)
- (5) 東京23区内の大学等へ通学していたこと分かる書類の写し(前条第1項第1号ア(ア)及び(イ)に規定する在住及び通勤の期間の算出において、東京23区内通学期間を含む場合)
- (6) 移住前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等(移住前の要件が前条第1項第1号ア(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内に通勤していた者であって法人経営者又は個人事業主に該当する場合)
- (7) 住民票(申請日から3箇月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票)
- (8) 申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票(申請日から3箇月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。)
- (9) 起業支援金の交付決定通知書の写し(起業に係る要件に該当する場合)
- (10) 本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書(申請日から3箇月以内に発行されものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員(18歳以上の者に限る。)のもの。)
- (11) 在留カード又は特別永住者証明書の写し(外国人の場合に限る。)
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 就業の場合にあつては、転入後1年以内の期間とする。
- (2) 起業の場合にあつては、起業支援金の交付決定を受けた日(以下「交付決定日」という。)から1年以内とする。ただし、交付決定日が移住した日以降

の場合にあつては、移住した日から1年以内を提出期間とする。

- 3 第1項に規定する申請書は、毎年度、1月末日（その日が北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）に規定する休日である場合は、その翌日とする。）を提出期限とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）に交付の条件を付して申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく審査を行った結果、補助金を交付すべき要件に該当しない場合は、北杜市移住支援金交付事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の申請があつたときは、原則として3箇月以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- （2）補助金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合
- （3）補助金の申請日から1年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合
- （4）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- （5）補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
- （6）次条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、次に定めるところにより補助金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であつて、山梨県知事及び市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号から第4号までの規定及び第6号の規定に該当する場合 全額

(2) 前項第5号の規定に該当する場合 半額

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、北杜市移住支援金交付事業費補助金返還請求書（様式第7号）により、期限を定めて返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年2月5日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第48号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月20日告示第60号）

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協

力隊支援事業実施要綱、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱の規定は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月27日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月27日告示第43号）

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年8月18日告示第79号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入した者から適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号
転入日

北杜市移住支援金交付事業費補助金交付申請書

北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金区分 単身世帯 2人以上の世帯（ 人、うち18歳未満の者 人）
（該当する項目に○を付けてください。2人以上の世帯の場合は、同時に移住した世帯の人数及び18歳未満の者の人数を記入してください。）

2 就業区分 就業 起業
（該当する項目に○を付けてください。）

3 申請額 _____ 円

4 確認事項
（該当する項目に○を付けてください。なお、各項目のうちイに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。）

別紙1「北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について

ア 誓約する イ 誓約しない

別紙2「北杜市移住支援金交付事業費補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について

ア 同意する イ 同意しない

申請日から5年以上継続して、北杜市に移住し、かつ、就業・起業する意思について

- ア 意思がある イ 意思がない

就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について（マッチングサイトの求人による就業の場合のみ記載）

- ア 3親等以内の親族に該当しない イ 3親等以内の親族に該当する

暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係について（2人以上の世帯の場合にあつては、世帯全員に係る関係について記載）

- ア 暴力団等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しない。
イ 暴力団等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力と関係を有する者に該当する。

本市への移住の意思について（テレワークの場合のみ記載）

- ア 自己の意思である イ 所属からの命令である

- 5 東京23区への通学・在勤履歴として、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び住民票を移す直前に連続して1年以上となる通学・在勤履歴を記載してください。（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

通学・在勤期間	通学・就業先	通学・就業地

- ※ 東京23区在勤後、移住前に東京23区以外での通学・在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該通学・在勤履歴がある場合は、補助金の支給対象となりません。

- 6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

- 7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的

証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの。)

- (2) 就業先の就業証明書(新規就業用)(第4条第1項第2号又は同項第3号の要件に該当する場合)(様式第2号)
- (3) 就業先の就業証明書(テレワーク用)(第4条第1項第4号の要件に該当する場合)(様式第3号)
- (4) 移住前の就業証明書等(移住前の要件が第4条第1項第1号ア(ア)及びイ)の要件に該当する者であって雇用保険の被保険者に該当する場合)
- (5) 東京23区内の大学等へ通学していたことのおかる書類の写し(第4条第1項第1号ア(ア)及びイ)に規定する在住及び通勤の期間の算出において、東京23区内通学期間を含む場合)
- (6) 移住前の開業届出済証明書又は個人事業等の納税証明書等(移住前の要件が第4条第1項第1号ア(ア)及びイ)の要件に該当する者のうち、東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内に通勤していた者であって法人経営者又は個人事業主に該当する場合)
- (7) 住民票(申請日から3箇月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票)
- (8) 申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票(申請日から3箇月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。)
- (9) 起業支援金の交付決定通知書の写し(起業に係る要件に該当する場合)
- (10) 本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書(申請日から3箇月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員(18歳以上の者に限る。)のもの。)
- (11) 在留カード又は特別永住者証明書の写し(外国人の場合に限る。)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づく報告及び調査について、山梨県知事又は市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合には、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
 - (6) 第9条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合 全額

(別紙2)

北杜市移住支援金交付事業費補助金交付事業に係る個人情報の取扱い

山梨県知事及び市長は、北杜市移住支援金交付事業費補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のため利用します。

なお、山梨県知事及び市長は、当該個人情報について、他の道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に対して提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

北杜市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名

㊦

就業証明書(新規就業用)

次のとおり、相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
掲載されているマッチングサイトの名称	
マッチングサイトにおける求人番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※ マatchingサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない。
※ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ該当する方にチェックすること。	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

北杜市移住支援金交付事業費補助金事業に係る事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を山梨県知事又は市長の求めに応じて、山梨県又は北杜市に提供することについて勤務者の同意を得ています。

(注) 申請者が事業者に発行を依頼すること。

マッチングサイト掲載求人の場合、申請前に申請者が別途山梨県の示す機関によりマッチングサイトに掲載された求人であることの確認を受けること。

山梨県確認印

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

北杜市長 様

所在地
事業者名
代表者名 ㊟
電話番号
担当者名

就業証明書（テレワーク用）

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

北杜市移住支援金交付事業費補助金事業に係る事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を山梨県知事又は市長の求めに応じて、山梨県又は北杜市に提供することについて勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市移住支援金交付事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 補助金区分

2 交付決定額 _____ 円

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助金の交付後、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととし、同条第2項各号に掲げる区分に応じ補助金の返還を請求します。
- (2) 北杜市移住支援金交付事業費補助金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、第9条の規定に基づき、補助事業者に対し必要な事項の報告を求め、また、立入調査を行います。

なお、報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に規定する返還請求を行う場合があります。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市移住支援金交付事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

不交付決定の理由

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

北杜市長 様

(請求者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

北杜市移住支援金交付事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目（普通・当座）	
口座番号	
口座名義	
口座名義（フリガナ）	

※ 口座名義は、交付決定を受けた補助事業者本人名義のものに限る。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市移住支援金交付事業費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した北杜市移住支援金交付事業費補助金の交付について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき返還を請求します。

記

- 1 補助金交付額
- 2 補助金返還請求額 _____ 円
- 3 取消理由
- 4 返還期限 別添の納入通知書のとおり